

早めに作るべー！

# マイナンバーカード

オラは作ったぞ



マイナンバーカードが

保険証に！

3月下旬から順次、マイナンバーカードを保険証として使えるようになります。医療機関によって使えるようになる時期が異なりますので、ご確認のうえ受診してください。

マイナンバーカードを保険証として使うには、利用申込が必要ですよ

役場本庁と小島支所、大島支所に設置してある専用のパソコンで利用申込ができます。

### 必要なもの

- ▽マイナンバーカード
- ▽マイナンバーカードに設定したパスワード

スマホでもできる

対応のスマホがあれば、自分でも手続きできます。



右のQRコードを読み込み、

「★健康保険証利用の申込」

↓利用を申し込む

町立松前病院はいつから使えるの？

町立松前病院では、4月中に保険証として使える予定です。(準備中です！)

使えるか分からないときは、保険証と両方持って行こう



マイナンバーカードをまだ作っていない人は、確定申告会場で作れます！



3月9日まで実施している確定申告の会場で、マイナンバーカードの交付申請ができます。日程は15ページでご確認ください。

### 必要なもの

- ▽通知カード
- ▽QRコード付き交付申請書
- ▽本人確認書類 (①か②)
  - ①顔写真付きのもの 1点
    - …運転免許証、パスポート、障がい者手帳など
  - ②顔写真の無いもの 2点
    - …健康保険証、介護保険証、年金手帳、医療保険給付証、学生証など
- ▽住民基本台帳カード (お持ちの方のみ)

### マイナンバーカードの受け取り方法

マイナンバーカードは、交付申請をしてからカードができあがるまで、約1か月かかります。

受取方法は、郵送か役場本庁で受け取るかを選ぶことができます。

### 郵送で受け取る場合

カードができあがったら、カードを本人限定受取郵便または書留郵便でご自宅へ郵送します。

### 役場で受け取る場合

カードができあがったら、交付通知書(ハガキ)をご自宅へ郵送します。交付通知書と必要な書類を持って、役場(本庁のみ)へご本人がお越しいただきます。

交付通知書が届いたら早めに受け取りに行こう



夜間・休日も受け取れます

役場では、マイナンバーカードを受け取りやすくするため、毎月1回、夜間と土曜日にカード交付窓口を開設しています。

▽夜間 3月18日(木) 午後7時30分まで

▽土曜日 3月20日(土) 午前10時〜午後3時

マイナポイントをもらうには3月中旬に交付申請しよう

マイナポイントをもらうためには、3月末までにマイナンバーカードの交付申請をしなければなりません。(マイナポイントの手続きは9月末まで) マイナポイントの手続きは、スマホや役場、郵便局(簡易郵便局を除く)でできます。

問 政策財政課

42-2275-213

急げ！

